

平成３０年度 第１回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	平成３０年５月２８日（月） 午前９時４５分～午前１１時３０分
開催場所	市長応接室、地下会議室
出席者	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） （意見書提出時） 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛
事務局	総務部長 三宅 調達係長 柳川 契約・検査担当参事 岡野 検査指導係長 野口 契約監理課長 松下 契約係長 渡辺 契約係主任 東
議題	・「平成２９年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について

委員会	松阪市
●「平成２９年度入札制度及び運用に関する意見書」について（地下会議室）	
・「平成２９年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は１１回目の意見具申となる。 ・日本経済は緩やかに景気回復が続いているが、地方では公共工事の依存度が高く、建設産業における適切な利潤の確保・担い手育成など中長期的な改革が進められているところである。建設産業には、災害復旧やその後の復興工事など一日でも早い再建に寄与する役割など重要性が再確認されている。今後もち	

のような使命を果たすうえでの課題として、若手の担い手確保、現場力の維持を不可欠とするところと考えている。 当委員会は、本市の入札契約手続並びに制度のあり方について、公正性・公平性・競争性・透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ね、そのとりまとめとして本日意見書を提出するものである。	
●市長への意見具申	
	(市長応接室)
委員会	市 長
「平成 29 年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき「低入札価格調査案件の入札・契約状況」、平成 29 年度に新たに実施した「上下水道工事の合冊発注」、「インセンティブ型入札制度」などについて委員長等から説明。(以下抜粋) ・低入札価格調査案件の入札・契約状況 平成 26 年 11 月から試行導入し平成 30 年 3 月で 3 年が経過し、案件数 59 件中 46 件の低入札契約を締結。平均落札率や工事の評点から見た場合、不合理とする高値落札防止の目的は達成され、また品質の点は受注者の企業努力により、十分確保されている。 しかしながら、本制度での落札状況は、平成 29 年度後半から 5 社以上の参加の場合の失格ラインである予定価格の 75% 付近に応札額が集まるという傾向がみられ、従来から品質確保・適正履行のため市が設定している最低制限価格の算出率 85% を大幅に下回る低入札契約の恒常化は課題が生じてきていると言わざるを得ない状況である。 国は建設産業の強化を目指し、一つの方法として、最低制限価格の見直しを段階的に行い、平成 29 年度には予定価格の 90% 付近まで進めている中、市としての適正ラインは今後とも常に検討していくべきあるが、低入札価格	 低入札価格調査制度は、説明にあったようにこれまでの工事成績点数をみると、66 点の工事が 1 件あったものの、今のところ概ね工事品質等に問題もなく、工事履行に不具合はない状況だが、最低制限価格と 10% の乖離がある状況がいつまでも続くと無理が出てくるのではというご意見であると思っている。 低入札価格調査制度は、どこまでが適正価格なのかということはなかなか難しい。しかしながら、この制度をやめてしまうと、以前のような不合理な高値応札者との契約締結といった事態が発生することも予想される。 本市は、今年度すでに大型工事の発注をいくつか行ったが、今後も春日保育園建築工事を予定している。有利な起債である合併特例債の関係から、30 年度と 31 年度の 2 か年で実施しておかなくてはならない仕事も多くあり、発注自体が大きくなる見込みである。全国的に建設工

調査制度では、最低制限価格から 10%近くの乖離がみられ、少なくとも最低制限価格を 85%とする市の政策的判断との整合性を検証しつつ、低入札契約の下限値についても検討されたい。

本制度も試行から 3 年が経過しており下限値の見直しを検討するということは時期的に不適切とも言えないだろうと考える。今後はこの下限値を何%に設定するかということが課題となると考えている。

制度を廃止すると、過去のように不合理な高値応札者との契約締結といった事態が起こり得るとするのは、市長の言われる通りだと思う。入札制度として将来に亘り絶対といえる制度はないものと認識しているが、その時その時での課題解決を目指すべく監視委員会も検討していく考えであり、市側もより良い方向に進めていくよう今後も十分に検討されたい。

・インセンティブ型入札

工事点数や災害復旧の貢献度を条件として、短期的には工事の品質や貢献意欲の向上、中長期的には業者能力の向上や地域建設業の発展を促す目的で導入したものであり、それらに向けた業者意欲なども確認されている。今後も状況を見ながら件数を増やすことも検討されたい。

・地域建設業者の維持・育成

松阪市は地域指定発注制度を設けている。この方式にもデメリット・メリットいずれもあるが、状況を注視しバランスを考えながら実施していくことも緊急時の対応力確保に関する対策の一つであると考えます。

若手労働者の建設産業への参入に関して、建設産業の給与水準が他の産業に比べ低いなら水準自体の引き上げが求められると思うが、一方では水準自体は必ずしも低くないという声も聞く。後継者不足は他産業でもみら

事において入札不調となる事案も耳にする。低入札契約の場合、技術者の追加配置を求めるが、様々なところで職人不足、技術者不足の状況が聞かれることから考えると、今後低入札契約が増えるか減るかといった傾向は明らかではない。

入札制度はいずれの制度も一長一短あり、どれがいいのか、判断の難しい課題である。現行の最低制限価格制度は、くじを引いた結果で最低制限価格が決定されるため、くじ引き入札と言われることも認識はしている。国や県などでは、工事成績や実績であったり、経営事項審査の点数など、いわゆる総合評価的な方式も取り入れており、そういう方向性も選択肢として考えることもあるが、本市においてどのように位置付けていくのかというのは非常に難しい。入札制度は各自治体とも悩ましい状態であるが、その時その時の課題解決に向けて今後も検討を続けたい。

工事品質の向上、災害対策等へのインセンティブとなるよう、これまでいただいたご意見も参考に試行導入したもの。今年度以降も運用状況を見ながら、より良い効果に繋がるよう継続していきたい。

昨年、台風などの災害対策の中で、土砂崩落による国道、県道の通行止めが発生し、飯南飯高方面から本庁管内へ向かうには、相当手前から迂回しないと通行できない状況が生じた。これらの情報を速やかにホームページに掲載するなど周知したが、全ての方に確認いただくことはなかなか難しいのが実情。

かつては地元建設業者の十分な対応力をもって、夜通しの緊急対応などにより片側だけでも通行確保ができたような状況もあったと思うが、現在は担い手の確保が困難な状況もあつてか、機動力の低下や昔と比べると対応が難しくなっているような印象もある。

れ建設業界だけにみられる状況ともいえない。若手の参入が活発でない要因の一つは、俗に３Ｋといわれる労働環境にあるとも考えられるが、改善を進める企業もあり業種間というより各企業間のバラツキが大きいとも考えられる。しかしイメージされる３Ｋがやはり業種として存在し、それが若手参入を阻害しているのであれば、改善の工夫や方策が業界全体に求められる。それを検討するということが自体はこの方面での業界の努力に期待したいところではあるが、我々も微力ながら何らか提言できるように勉強していきたい。 公共工事は税金を原資に経済活動や市民生活の基盤となる社会資本整備を行うものであり、この入札および契約に関しては、市民の疑惑を招くことの無いようにするとともに、適正品質を確保し、効率的な手続きが行われることが求められているところである。松阪市における入札及び契約業務において課題を明確にしながら、随時柔軟に制度改革を進め、市民に対する説明責任を果たしながら、より適正な業務執行を期待する。	どのようにすれば対応力が向上する仕組みができるかという点についてなかなか結論は出ないが、各地域に建設業者がそれなりにあつて、災害時など、いざという時、突発的事態に対応いただけるような体制を確保していくことが必要とされている。これは個々の企業だけでなく、建設業界全体的な話になる部分でもあると考えている。 日頃より入札等監視委員会委員の皆様方には松阪市の入札契約に対する監視と、公正・公平な視点からの意見書をいただくこと改めて感謝申し上げます。この度の意見書も今後の参考として活用していきたい。これからも、市入札契約業務に対する監視とご意見をお願いしたい。
●今年度の開催予定について (地下会議室)	
・定例会議は、原則として７月（抽出対象：４月～６月）、１０月（同：７月から９月）、１月（同：１０月から１２月）及び３月（同：年度全般）に開催するものとする。	
●次回開催日程及び抽出委員について	
・次回開催日を平成３０年７月２６日（木）１５時からとする。 ・抽出委員は村田委員とする。	